

指導者向け資料（参考資料）

小学校低学年用リーフレット

令和7年度 子供の万引き防止に係る啓発リーフレット「万引きは絶対ダメ」

リーフレットの内容項目と指導例

● 表紙

「万引きは絶対ダメ」という言葉から「万引きって聞いたことがありますか。」と子供たちに聞き、学習に関心をもたせます。

● 万引きとは…？

万引きの意味を理解させ、絶対にやってはいけない犯罪であることを伝えます。

● 考えてみよう①

これくらいなら大丈夫なのでは・・・という軽い気持ちで万引きをする子供がいます。万引きは窃盗という犯罪であり、絶対にしてはいけないということを、クイズ形式でしっかりと身に付けさせます。答え合わせは友達とペアで行ったり、学級全体で行ったりしながら、子供の心に残していきます。また、自分の物と人の物の区別をきちんとつけることも同時に身に付けさせます。（答えは裏表紙下欄にあります。）

● 考えてみよう②

万引きをするとどのようなことになるか考えます。自分だけが傷つき、反省すればよいのではなく、お店の人はもちろん、家族や友達など、周りに傷つく人がたくさんいるということに気付かせます。

● やってみよう

具体的な場面（＝万引きに誘われた、友達が万引きをしていた）になったときにどんなことを言えるといいのか言葉を例示しています。教員や周り（隣席、グループ内など）の友達、家族とのやり取りを通して実際の場面で活用できる力を身に付けさせます。

● 心にブレーキをかけよう

万引きは絶対にやってはいけない犯罪であることを理解し、『『これくらいならだいじょうぶ…』『あそびのつもりで…』絶対ダメ！！』と子供たち自身で心にブレーキをかけられるようにさせます。

● 万引き防止のあいことば

「万引きをしない させない みのがさない」を一人一人や学級全体で声に出して児童自身が言い、万引きを絶対にしない気持ちを高めさせます。

● こまったときは家ぞくや先生にそうだんしよう。

一人で抱え込まず、家族や先生に相談することを伝えます。

● 相談先一覧

万引きで困ったことや相談したいことがあるときの連絡先が書かれています。保護者の方に活用していただけるものなので、自宅で家族にリーフレットを見せ、共有するよう伝えます。

小学校低学年 モデル指導案

ねらい

- 万引きは犯罪であることを理解し、してはならないこととして正しく区別できる判断力を養う。
- 万引きは自分だけの問題ではなく、お店の人や家族など、周りに傷つく人がたくさんいるということに気付かせる。

指導の流れ（20 分）

	活動の内容	指導上の留意点
導入 2 分	1 課題意識をもつ。 「万引き」がどういった行為のことで、犯罪であるということを知る。 2 学習のめあてを確認する。 めあて 万引きをするとどうなるか考えよう。	・リーフレット「万引きとは…？」を電子黒板等に写すなどして視覚化する。 （※東京都生活文化スポーツ局 HP にてデジタル版も掲載しておりますので活用ください。）
展開 15 分	3 「考えてみよう①」に取り組む。 ○、×クイズに答える。 4 「考えてみよう②」に取り組む。 あなたが万引きをすると周りの人がどう思うかについて考える。 児童1「私は『お店の人』が『かなしむ』と思います。なぜなら大切な商品だからです。」 児童2「僕は『家族』が『つらい』気持ちになります。なぜなら大切な家族が悪いことをしてしまったからです。」 5 「やってみよう」に取り組む。 ・万引きに誘われた時の断り方や、友達に万引きをさせないための言葉がけを練習する。 例1 先生 「このお菓子、万引きしようかな。」 児童1「万引きはだめだよ。」 児童2「万引きなんてやめようよ。」 例2 先生 「このおもちゃ、万引きしようよ。」 児童3「万引きなんてやらないよ。」 6 万引き防止の合言葉を全員で言う。	・児童に分かりやすいよう1問ずつ丁寧に確認・補足説明する。 ・「誰」が「どう思うか」を発問し、「なぜそれを選んだか」と理由も聞く。 ・児童と児童、児童と教師、教師と学習支援員等で、実際に断る場面を役割演技させる。 ・万引きをすると、その後、店から警察へ通報することになっていることを伝える。 ・左記の他にも、児童にいろいろな言い方を考えさせ、学級内で紹介させる。（「お金をためて買おうよ」「家の人に聞いてみないとわからないよ」など。） ・本当に困ったときには家族や先生に相談することを伝える。 ・万引き防止の合言葉を声に出して、絶対に万引きをしない・させない・みのがさない気持ちを高めさせる。
まとめ 3 分	7 今日の学習のまとめをする。 先生「今日の学習で大切と思ったことはなんですか。」 ゴール 万引きをするとどうなるかが分かり、絶対に万引きを「しない」「させない」「みのがさない」という気持ちになった。	・児童の言葉を大切にしながら、学習をまとめる。

※所要予定時間は 20 分。

※この後、万引き防止標語の作成や、資料映像の視聴等の取組が考えられる。

指導者向け資料（参考資料）

小学校高学年用リーフレット

令和7年度 子供の万引き防止に係る啓発リーフレット「万引きは絶対ダメ」

リーフレットの内容項目と指導例

● 表紙

「万引きは絶対ダメ」という言葉から「万引きはなぜダメなのでしょう」と子供たちに聞き、学習に興味をもたせます。

● 万引きは犯罪です。

万引きの意味を理解させ、絶対にやってはいけない犯罪であることを伝えます。

● 考えてみよう①

これくらいなら大丈夫なのでは・・・という軽い気持ちで万引きをする子供がいます。万引きは窃盗という犯罪であり、絶対にしてはいけないということを、クイズ形式でしっかりと身に付けさせます。答え合わせは友達とペアで行ったり、学級全体で行ったりしながら、子供の心に残していきます。また、自分の物と人の物の区別をきちんとつけることも同時に身に付けさせます。（答えは裏表紙下欄にあります。）

● 考えてみよう②

万引きをすると「だれが」「どのような気持ち」になるか考えます。お店の人、家族、ほかの友達など、それぞれについて考え、自分の行動で家族や周りに傷つく人がたくさんいるということに気付かせます。

● やってみよう

- ・具体的な場面（考えてみよう②の事例＝万引きに誘われた）で友達から「とってきてよ」と言われたときに、どのような行動をとればいいのかを考えさせます。なかなか思いつかない児童には「みまもりいぬ」の3つの言葉（「万引きは犯罪だからだめだよ。」「万引きなんてやめようよ。」「万引きなんてできないよ。」）をヒントに考えるよう声をかけます。自分の考えを基に周り（隣席、グループ内など）の友達や家族とやり取りをすることを通して、実際の場面で活用できる力を身に付けさせます。
- ・人間関係が崩れてしまうことを恐れて、はっきり拒絶できない児童に向けては、「（突然そんなこと言われて）びっくりしたよ。」「今すぐ答えられないよ。」等の言い回しでその場を回避し、周りの大人に相談するよう伝えます。

● 万引きだけでなく、このようなこともしてはいけません

※令和7年6月から懲役刑は拘禁刑へ

- ・具体的な例を示して、自分の物と人の物の区別をつける意識を高めます。
 - ①人の物を勝手に持っていってしまう⇒窃盗罪。10年以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ②落とし物を自分の物にしてしまう⇒遺失物等横領罪。1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料

● 心にブレーキをかけよう

万引きは絶対にやってはいけない犯罪であることを理解し、『これくらいなら大じょうぶ…』『遊びのつもりで…』絶対ダメ！！と子供たち自身で心にブレーキをかけられるようにします。

● 万引き防止の合言葉

「万引きをしない させない みのがさない」を一人一人や学級全体で声に出して言い、万引きを絶対にしない気持ちを高めさせます。

● 相談先一覧

万引きで困ったことや相談したいことがあるときの連絡先が書かれています。心配なことがあれば連絡できることを伝えます。子供たちはもちろん、保護者の方にも活用していただけます。

小学校高学年 モデル指導案

ねらい

- 万引きが犯罪であることを再確認し、お店の人や家族など、周りに傷つく人がたくさんいることを理解する。
- 万引きに誘われた際のいろいろな断り方や止め方、また、断わりにくいときの対応の仕方について考える。

指導の流れ（20 分）

	活動の内容	指導上の留意点
導入 2 分	1 課題意識をもつ。 グラフを見て小学生による万引きの検挙率が多いことを理解する。 2 学習のめあてを確認する。 めあて 万引きを「しない」「させない」「みのがさない」ために必要なことを考えよう	・「万引きの検挙・補導人員 学職別状況」のグラフを提示し、小学生の検挙率が一番多いことを視覚的に理解させる。
展開 15 分	3 「万引きは犯罪です。」について理解する。 ・万引きは重大な犯罪であることを理解する。 4 「考えてみよう①」に取り組む。 ○、×クイズに答える。 5 「考えてみよう②」に取り組む。 ・教師の範読後、万引きをすると周りの人がどう思うかについて考える。 児童 「私は『お店の人』が『困る』と思います。なぜなら商売ができないからです。」 6 「やってみよう」に取り組む。 ①個人で考え、リーフレットに記入する。 ②隣の席やグループの児童でＡＢＣのやり取りを役割演技してみる。 ③何人かの児童が全体で発表する。 児童 1 「私は『万引きはだめだよ』と言うことにしました。万引きは犯罪だからです。」 児童 2 「僕は『親にお願いして買ってもらおう』と言うことにしました。相手を傷つけないように注意するためです。」 ④強い心で誘いを断ることの大切さやそれでも断りづらい時には周りの人に相談することを理解する。 7 「万引きだけでなく、このようなこともしてはいけません」について理解する。 8 万引き防止の合言葉を全員で言う。	・万引きがどのような罪になるのか事例を使って紹介する。 ・児童に分かりやすいように 1 問ずつ確認する。 ・「誰」が「どう思うか」を発問し、「なぜそれを選んだか」と理由も聞く。 ・万引きをすると、その後、店から警察へ通報することになっていることを伝えようで記入させる。 ・自分の考えた行動の仕方で演技をした後、なぜそのように考えたのかを述べ、できれば理由も付け加える。 ・いろいろな対応の仕方があることに気付かせる。 その他の例「(突然そんなこと言われて) びっくりしたよ。」 「今すぐ答えられないよ。」など ・困ったときは家族や大人、相談機関（リーフレット裏表紙参照）に相談することを伝える。 ・万引きだけでなく、友達や人の物を勝手に使うことも犯罪であることを伝える。 ・合言葉を声に出し、絶対に万引きをしない・させない・みのがさない気持ちを高めさせる。
まとめ 3 分	9 今日の学習のまとめをする。 先生「今日の学習で大切と思ったことはなんですか。」 ゴール 万引きを「しない」「させない」「みのがさない」ために必要なことがわかり、これからの生活に生かしていこうという気持ちになった。	・児童の言葉を大切にしながら、学習をまとめる。

※所要予定時間は 20 分。

※この後、万引き防止標語の作成や、資料映像の視聴等の取組が考えられる。